

<p>①件名</p> <p>子ども医療費助成対象年齢の拡充について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、県の補助金を受け0歳から中学3年生までの子どもに対して、医療費の一部負担金（通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の助成を実施しているところである。</p> <p>【目的】 少子高齢化と震災後の人口の流出が続く中、若い世代の定住の促進を図るとともに、より子育てしやすい環境を整備するため、通院分の医療費助成対象年齢を中学3年生まで拡大するとともに、医療費負担の大きい入院について所得制限を撤廃するもの。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年石巻市条例第142号） ・石巻市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年石巻市規則第89号） <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする 1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市子ども・子育て支援事業計画の位置付け：有・無 第2部 施策の展開 第3章 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ：有・無 基本目標4 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>【経過】 助成対象年齢拡大の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年 3月まで 小学校就学前（6歳に達する日の属する年度の末日） ・H22年 4月から 小学2年生（8歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大 ・H23年 4月から 小学4年生（10歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大 ・H24年 4月から 入院を小学6年生（12歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大 ・H25年 4月から 入院を中学3年生（15歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大 ・H25年10月から 通院を小学6年生（12歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大

⑤主な内容								
通院分の助成対象年齢を中学3年生まで拡大、及び入院分に係る所得制限を撤廃する。								
区分	改正後		現行					
通院	中学3年生まで（所得制限あり） （15歳に達する日の属する年度の末日まで）		小学6年生まで（所得制限あり） （12歳に達する日の属する年度の末日まで）					
入院	中学3年生まで（所得制限なし） （15歳に達する日の属する年度の末日まで）		中学3年生まで（所得制限あり） （15歳に達する日の属する年度の末日まで）					
※平成28年10月診療分から適用する。 ※平成27年10月現在の対象者数 17,858人 受給者数 14,785人（うち中学1年～中学3年生 3,139人） 所得制限による非該当者数 2,335人 未申請者数 738人								
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）								
【効果】								
(1) 市民への影響 子育てに伴う経済的負担の軽減により、子育てしやすい環境が整備される。								
(2) 財政負担 子ども医療費システム改修費用・・・7,776千円 年齢拡大及び入院の所得制限撤廃に係る医療費助成見込額・・・年間約62,000千円								
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>通院年齢拡大分</td> <td>約56,000千円</td> </tr> <tr> <td>入院所得制限撤廃分</td> <td>約6,000千円</td> </tr> </table>					通院年齢拡大分	約56,000千円	入院所得制限撤廃分	約6,000千円
通院年齢拡大分	約56,000千円							
入院所得制限撤廃分	約6,000千円							
※平成28年度予算措置額（10月診療分～翌1月診療分）・・・約20,000千円								
⑦他の自治体の政策との比較検討								
【県内主な市町の助成対象年齢（平成28年1月現在）】								
	通院		入院					
女川町	高校3年生（所得制限なし）		高校3年生（所得制限なし）					
東松島市	中学3年生（所得制限なし）		中学3年生（所得制限なし）					
仙台市	小学3年生（所得制限あり）		中学3年生（所得制限あり）					
※仙台市は自己負担あり 通院は3歳以上初診時500円、入院は小学生以上1日500円（10日までを限度）								
⑧今後の予定及び施行予定年月日								
平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会に提案 ・石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正（施行予定年月日：平成28年10月1日）								
⑨その他								
通院に係る所得制限（宮城県乳幼児医療費助成事業と同額） 子ども医療費助成該当所得基準表（基準額を超えない場合に該当）								
扶養親族数	0人	1人	2人	3人				
基本的な所得基準額	3,401千円	3,781千円	4,161千円	4,541千円				
扶養親族が1人増加するごとに38万円を加算 さらに、特定扶養親族1人ごとに15万円、老人扶養親族1人ごとに10万円を加算								